# 愛知県病院薬剤師会　会則

## 第1章　総　　則

第1条　本会は愛知県病院薬剤師会という。
第2条　本会の事務所は、施行細則に定める。

## 第2章　目的及び事業

第3条　本会は日本病院薬剤師会の趣旨に則り、会員相互の連絡を密にし、必要な施策を行い会員の職能を高めることを目的とする。
第4条　本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
（1）病院診療所等に勤務する薬剤師の学識技能向上並びに給与などに関する事項
（2）病院診療所薬局業務の近代化及び合理化の普及に関する事項
（3）例会、講演会、研修会、学会などの開催及びこれに対する協力に関する事項
（4）会員名簿、機関誌及び関係図書などの刊行に関する事項
（5）関係諸団体、諸官庁との連絡に関する事項
（6）その他目的達成に必要な事項

## 第3章　会　　員

第5条　本会の会員を分けて正会員、名誉会員並びに特別会員A、B及びCとする。
第6条　正会員は愛知県内の病院診療所などに勤務する薬剤師であって、日本病院薬剤師会の正会員とする。
第7条　特別会員Aは正会員以外の薬剤師であって、日本病院薬剤師会の特別会員とする。
第8条　特別会員Ｂは正会員であったものが、その資格を失ったとき、本人の申し出により理事会承認を経て、本会の特別会員Bとする。
２　特別会員Bは正会員と同じように愛知県病院薬剤師会の事業には参加できる。
３　議決権はない。
第9条　特別会員Cは本会の目的に賛同する団体に所属する個人とする。
２　特別会員Cは、愛知県病院薬剤師会が開催する事業に参加することができる。
第10条　正会員、特別会員A、B、及びCは本会所定の会費及び負担金を納めるものとする。
第11条　本会に名誉会員を置くことができる。
２　名誉会員は本会に特に顕著な功績のあった者のうちから理事会の推薦と総会の承認を経て会長が委嘱する。
３　名誉会員は終身委嘱とする。
第12条　会員に本会の名誉を段損し又は本会の目的趣旨に反する行為があったときは、総会の議決を経て除名することができる。ただし、総会は議決前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第4章　役員及びその他の機関

第13条　本会に次の役員を置く。

会　　長　　1名

副会長　　3名以内

理　　事　　18名程度　（原則各支部、各地区2名　総務理事1名　会計理事1名）

監　　事　　2名

第14条　会長は本会を代表し、会務を統括する。

2　副会長は会長を補佐し、会務を掌る。

3　理事は会長及び副会長を補佐し、会務を分掌する。

4　総務理事は本会の総務を掌る。

5　会計理事は本会の会計を掌る。

6　副会長は、会長に事故のあるときはあらかじめ会長の定める順位に従いその職務を代理する。

7　会長、副会長に事故のあるときはあらかじめ会長の定める順位に従い理事が会長の職務を代理する。

8　監事は本会の会務及び会計を監査する。

9　監事は毎年その監査の結果を総会に報告しなければならない。

10　理事及び監事は兼任することができない。

第15条　会長、副会長、理事及び監事は正会員のうちから、総会にて選出する。

2　理事は会長、副会長、監事、会計理事及び総務理事を除いて、名古屋支部（4地区）及び各支部の計9ブロックより、各2名を施行細則第6章役員選挙規程に準じて選出する。ただし、任期満了に伴う理事の交代は原則として半数までの入替とする。

3　総務理事及び会計理事は、理事会の承認を経て会長が正会員のうちから指名する。

第16条　役員の任期は2か年とする。但し、再任を妨げない。

2　補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

3　役員は任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

第17条　会長は会務遂行のため必要と認めた時は理事会の承認を経て・理事若干名を第13条以外に指名することができる。ただし、会長指名の理事は連続しては2期までとする。

第18条　本会の事務を処理するため職員を置くことができる。

第19条　本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2　名誉会長は本会に特に顕著な功績のあった者のうちから理事会の推薦と総会の承認を経て会長が委嘱する。

3　名誉会長は会務を行わない。

４　名誉会長の任期は正会員在籍中とする。

５　顧問は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

６　顧問の任期は委嘱した会長の在任期間とする。

## 第5章　会　　議

第20条　会議を分けて総会及び理事会とする。

第21条　会議の議決及び承認は出席者の多数決による。

可否同数のときは議長が決める。

第22条　総会は通常総会及び臨時総会とする。

２　通常総会は毎年1回会長が招集する。

３　臨時総会は会長が必要あると認めたときに招集することができる。

４　総会の議長はその都度選出する。

５　総会の議決及び承認は正会員により行う。

第23条　次の事項は総会の議決又は承認を必要とする。

（1）会則の改正

（2）理事及び監事の選出

（3）予算の決定及び決算の承認

（4）会費及び負担金額の決定

（5）事業計画の決定及び事業報告の承認

（6）日本病院薬剤師会代議員及び予備代議員の選出

（7）名誉会長及び名誉会員の承認

（8）会員の除名

（9）その他本会の運営に関する重要な事項

第24条　理事会は理事をもって組織する

２　理事会は会務を処理する機関であって、会長は随時必要な場合にこれを招集しその議長となる。

３　理事会は理事半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　監事は理事会に出席して質問し又は意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第25条　次の事項は理事会の議決で決める。

（1）総会の招集に付随する事項

（2）総会から委任された事項

（3）総会を開く時間のない場合における緊急な事項。ただし、この議決事項は次期総会において承認を受けなければならない。

（4）日本病院薬剤師会名誉会員・有功会員の推薦

（5）愛知県病院薬剤師会表彰規定に基づく会員の表彰

（6）その他重要な会務

## 第6章　専門委員会及び地区支部

第26条　本会に専門委員会を置くことができる。

２　専門委員会は専門委員をもって組織する。

３　専門委員会の種類、構成及び任務その他必要な事項は施行細則に定める。

第27条　本会は地区に支部を置く。

２　支部の組織及び運営に関し必要な事項は施行細則に定める。

## 第7章　日本病院薬剤師会代議員

第28条　日本病院薬剤師会代議員及び予備代議員（以下代議員等という）は正会員のうちから総会において選出する。

２　代議員等の定数、任期及び欠員その他については日本病院薬剤師会の定めるところによる。

第29条　代議員等は日本病院薬剤師会代議員会の状況を速やかに理事会に報告しなければならない。

## 第8章　経費及び収入

第30条　本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。

第31条　既納の会費は原則としてこれを返還しない。

## 第9章　会計年度

第32条　本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第10章　施行細則

第33条　本会則の施行上の細目は、理事会の議決を経て、施行細則に定める。

## 附　　則

この規定は、昭和34年5月16日から施行する。

一部改正　昭和43年6月1日

〃　　昭和47年3月11日

〃　　昭和54年3月10日

〃　　昭和55年3月8日

〃　　昭和56年5月9日

〃　　昭和57年5月8日

〃　　昭和59年10月6日

〃　　平成2年4月14日

〃　　平成4年4月25日

〃　　平成6年4月23日

〃　　平成8年4月27日
〃　　平成16年4月24日
〃　　平成20年4月26日
〃　　平成22年4月24日

# 愛知県病院薬剤師会会則施行細則

## 第1章　事　務　所

第1条　本会の事務所は、会長の所属する施設内におく。

## 第2章　会　　員

第2条　　本会の正会員、特別会員A、B及びCとなるには、所定の用紙によって本会に入会を申し込み、当該年度の会費を納入することを要する。
なお会費は、正会員 10,000 円、特別会員A　13,000 円、特別会員B　5,000 円、特別会員C 15,000 円とする。

２　前項の会費は、会費納入時期に納入すること。
ただし、会費納入時期を過ぎた場合には申し込みと同時に納入すること。

３　毎年度10月以降に本会の正会員特別会員A、B及びCとして入会申し込みをするものは、当該年度の会費は年会費の半額とする。

４　会費のうち、他の身分によって、納入済の分についてはこれを免除する。

第3条　　上記入会申込書が提出された場合、本会は受理した日をもって入会とし、正会員及び特別会員Aは日本病院薬剤師会に入会通知を行い、特別会員B及びCは日本病院薬剤師会に入会しない。

第4条　　正会員、特別会員A、B及びCは氏名、住所、勤務先などに変更を生じたときは、速やかに本会に届けなければならない。

第5条　　正会員、特別会員A、B及びCが退会しようとするときも前条に準じる。この場合本会は受理した日をもって退会とし、正会員、特別会員Aは日本病院薬剤師会に退会通知を行う。

第6条　　名誉会員は会費の納入を要しない。

第7条　　特別会員A及びB及び名誉会員が病院・診療所に再勤務した場合、希望により正会員に復帰することができる。

## 第3章　理　事　会

第8条　理事会は会議の議事録を作成しなければならない。

第9条　会長は緊急を要する事項について理事会を開く暇のない場合は、正副会長会の議決をもって代えることができる。ただし、事後理事会の承認を要するものとする。

## 第4章　会務執行部

第10条　本会は会務執行のため次の部を設けることができる。

（1）総務部：会務の管理、事業の企画、庶務・渉外に関する事項

（2）会計部：経理・会計に関する事項

2　各部員の人選は理事会が行い、会長が委嘱する。

3　総務部員は総務理事を補佐し、会計部員は会計理事を補佐する。

## 第5章　専門委員会及び支部

第11条　本会の会務を円滑に運営するため必要な調査研究機関として、次の専門委員会を置く。

（1）調査委員会：病院並びに診療所に勤務する薬剤師の地位向上及びにその他諸問題と薬剤と業務に関する統計調査・研究に関する事項

（2）会員委員会：会員増加対策、会員名簿整備及び渉外に関する事項並びに病院診療所薬剤師の求人、求職の円滑化に関する事項

（3）学術教育委員会：会員の研修、薬剤師教育、医薬品情報活動並びに学術発展に伴う調査研究等に関する事項

（4）編集委員会：機関紙編集出版並びにその他広報に関する事項

（5）中小病院・診療所委員会：中小病院及び診療所における諸問題の調査研究に関する事項

（6）薬学生病院実習検討委員会：薬学生の病院実習が円滑かつ効果的に実施できる調査研究に関する事項

（7）愛病薬ホームページ委員会：ホームページを介して、会員への情報提供、収集に関する事項

（8）精神科病院診療所委員会：精神科医療に係る薬剤師相互の情報交換と当該業務に係る調査研究に関する事項

第12条　各委員会は委員長1名、副委員長1名、連絡委員 1 名、委員若干名をもって組織し、委員長には理事を充てる。

2　各委員会の人選は正会員からの立候補者を募り、理事会で選考の上決定し会長が委託する。

3　委員は正会員以外から臨時に委嘱することができる。

4　委員長は委員会を主宰し、副委員長は委員長を補佐し必要があればその職を代行する。

第13条　各委員会の委員長は議事録を作成し、理事会に報告しなければならない。

第14条　各委員会の発足、解散は理事会の議決による。

第15条　本会は、次の地区に支部を置く。

名古屋市
尾張西地区
尾張中地区
知多地区
東三河地区
西三河地区

地区区分は
別表を参照

2　支部は、会則第4条各号に掲げる事業のうち、各地区の実情に即した事業を本会と連絡をはかりなが

ら行う。

3　支部長・地区長は、本会理事の中から理事会の承認を経て会長が委嘱する。

4　支部長・地区長は、会務を遂行するために支部総務及び会計、その他の役員（副支部長・副地区長等）を会長の承認を経て置くことができる。

5　副支部長・副地区長は支部長・地区長を補佐し、支部あるいは地区の運営を分掌する。

6　会長は、会務推行のため必要あるときは支部長を召集し地区支部長会を構成することができる。

## 第6章　役員選挙規程

第16条　この規定は、会則第12条に定めた役員の選任を、公正に行うことを目的とする。

第17条　役員の選任を円滑に行うために、選挙管理委員会を置く。

第18条　選挙管理委員会は次に掲げる事務を行う。

（1）役員選挙についての告示

（2）役員立候補届の受理、資格審査及び候補者氏名の公示

（3）役員選挙における投票及び開票の管理並びに投票の有効と無効の判定

（4）選挙結果の総会での報告

（5）本条（2）及び（3）の異議申し立ての受理審査並びに判定

（6）第26条に関すること

（7）その他役員選挙事務に関すること

第19条　自ら役員に立候補しようとする者は、立候補届（様式1）と略歴書（様式2）とを公示に従い委員会に提出しなければならない。

この際、3名以上の正会員の推薦を添えるものとする。

第20条　選挙権は、会費を完納している正会員に限る。

第21条　被選挙権は、会費を完納している正会員のうち、本会に1年以上在籍している者とする。

ただし、監事に立候補しようとする者についてはこの限りではない。

第22条　立候補を辞退する者は、選挙日の7日前までに辞退届（様式3）を委員会に提出しなければならない。

第23条　選挙は、立候補届があった者について総会出席正会員の無記名投票により行う。

第24条　当選者は、それぞれの選挙において高得票順に定める。ただし会長については、総得票数の過半数を必要とし、得票数が過半数に達しないとき、次点者と決選投票を行う。

第25条　各選挙を通じ、立候補届締切時を経過するも、その選挙によって選ぶべき員数を超えないときは、委員会での議決を経て選挙を行わずに、その候補者をもって、当選者とすることができる。

第26条　この施行細則の改廃は理事会の決定による。

## 第7章　そ　の　他

第27条　本会の名称は愛病薬と省略できるものとする。

第28条　本会の会計口座管理は会計理事の氏名・住所をもって運用するものとする。

第29条　本会の会計以外の口座管理は、総務理事の氏名・住所をもって運用するものとする。

附　　則

この施行細則は、昭和48年3月10日から実施する。
一部改正　昭和54年3月10日
〃　昭和56年5月9日
〃　昭和57年5月8日
〃　昭和59年10月6日
〃　平成2年4月18日
〃　平成4年5月25日
〃　平成6年4月23日
〃　平成10年4月18日
〃　平成13年4月21日
〃　平成16年4月24日
〃　平成18年5月25日
〃　平成20年7月9日
〃　平成22年4月24日